

第6節 中半入遺跡出土墨書土器について

はじめに

中半入遺跡第2次調査では計18点の墨書土器が出土している。これらの釈文などについては別表の通りである。「千万」「万集」など吉祥的な文字が多く、他の集落遺跡から出土する墨書土器と同様な傾向を示している。ただし、その中で369号墨書土器は後述のように平仮名が記されたもので、本遺跡出土墨書土器の中では異質といえる。また、こうした平仮名が記された墨書土器は岩手県内はもちろん全国的にもそれほど例が多いとはいえない。そこで、369号墨書土器について少しく検討を加えた。

[近か延か]

釈文 乙□

(他に多数の文字あり)

墨書の特徴

文字は、細筆で連綿体にて記されている。墨色は薄いが、これは土中で薄くなることや、土器洗浄の際に退色したこともあるが、もともと薄い墨が使用されていたことにもよるものだろう。内外両面に記されているが、文字の方向は横位であったり、正位であったりと一定していない。ただし、(報告者の印象にすぎないが)すべての文字は、筆慣れた同一人物によって記されたものと考えられる。なお、釈文に示した「乙□」以外の文字は平仮名であろう。釈文には示さなかったが、一部「に」「よ」「は」「との」と釈読できる。

墨書の内容

判読できた文字が少ないため、その内容は不明とせざるを得ない。ただし、「乙□」は人名である可能性が高い。

人名と推測される「乙□」以外は、前述のように平仮名である。数文字以上の平仮名が記された墨書土器はそれほど多くなく、こうした数的制約があるものの、平仮名を土器に記す場合、その内容は和歌か習書のようである。和歌であれば文字方向は一定であるべきであろうが(第156①・②図)⁽¹⁾、習書では方向はまちまちの場合もある。本資料の場合、文字方向は一定していないことから、気の赴くままに土器に文字を落書的に記したものと判断される。

本資料に記された文字は平仮名である。現在のところ、年代が確定する最古の平仮名資料は東寺千手觀音像内納入桧扇で⁽²⁾、元慶元年(877)に比定されている(沖森2003)。本資料は10世紀前半に編年されており、年代的に問題はない。

本資料の意義

その内容は不明であるけれども、平仮名が記されているという点に本資料の意義がある。もう少し詳しく述べるなら、平仮名が記された土器が集落跡と推測される中半入遺跡から出土したこと自体が重要なのである。

では本資料の平仮名はどういった人物によって記されたのであろうか。文学作品を除けば、10世紀前半の都以外において、平仮名を含めた仮名の資料はそれほど多くない。著名なところでは、「有年申文」(貞觀9年(867)「讃岐国司解」<『平安遺文』152号>の端書)や多賀城跡出土漆紙文書(『多賀城跡(宮城県多

賀城跡調査研究所年報1991)』1992)にみられる程度である。前者は讃岐国司藤原有年が解文書に書き込んだ覚書で、後者は断片であるため筆者は不明だが、当資料を詳細に検討した築島裕氏によれば、「国府関係の書記階級」ではないかとしている。つまり、都以外の地域において仮名を用いていたのは、漢字も使いこなして文章を書き記していた国司やその下級官人、さらには彼らと文書のやりとりを行うことのあった郡司やその下級官人であったと考えられる⁽³⁾。

本資料は、右にみたような人々の手によるものであった可能性が高い。中半入遺跡は胆沢城に近く、初期貿易陶磁や緑釉陶器が出土しており、一般の集落遺跡とは様相を異にする。ただし、鎮守府官人の居宅と考えられる遺構は、これまでのところ検出されていない。とすれば、中半入遺跡は、それ以外の鎮守府の下級官人や郡関係者⁽⁴⁾などが起居する場だったと考えられる。

本資料の意義は、中半入遺跡の性格をある程度限定して推測させることにあるといえよう。

(石崎高臣)

参考文献

- 沖森卓也 2003 『日本語の誕生』 吉川弘文館
築島裕 1992 「多賀城跡漆紙文書仮名文書について」『多賀城跡 (宮城県多賀城跡調査研究所年報1991)』

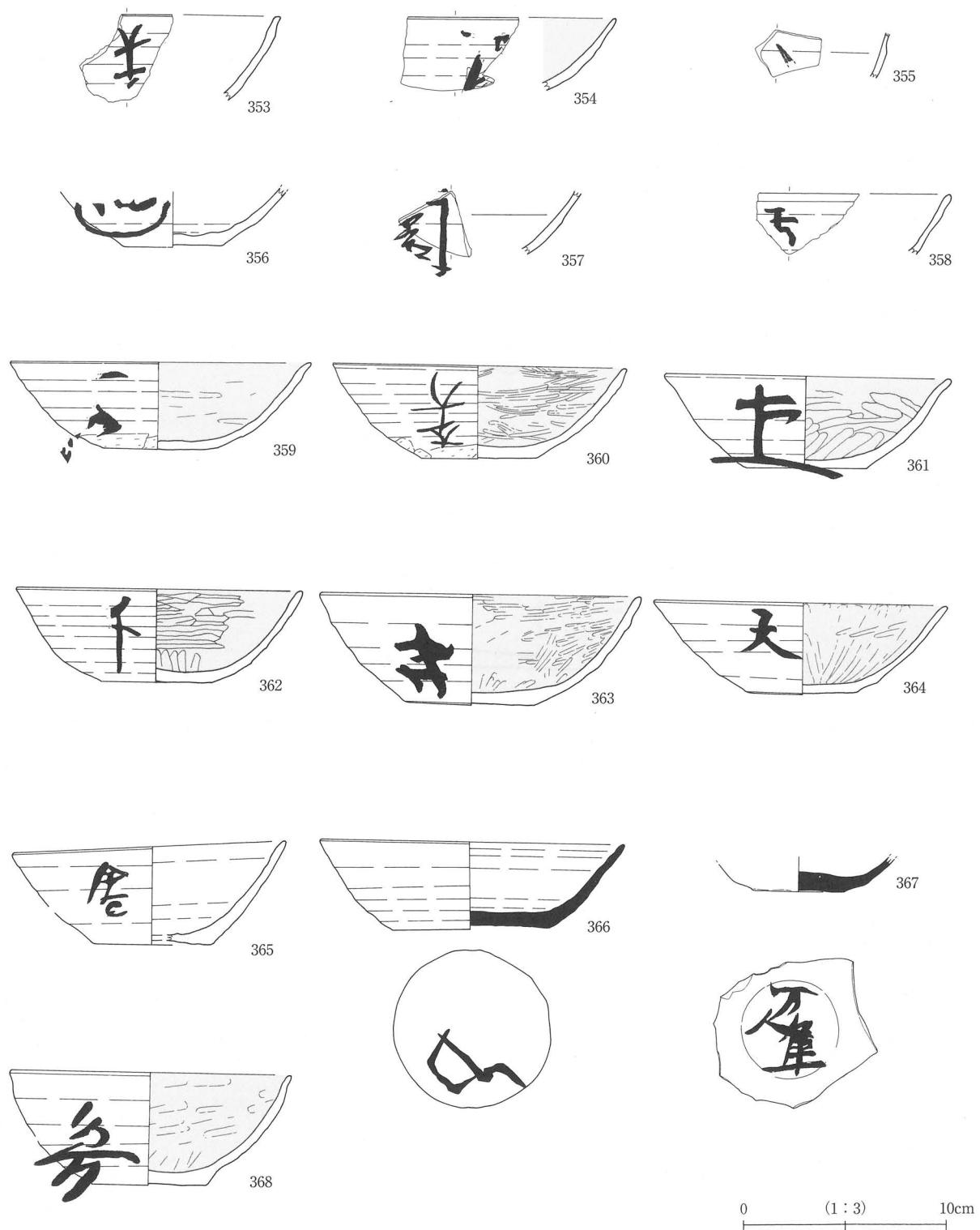
(1) ①は平安宮左兵衛門府跡SD01出土墨書土器。写真図版から文字部分のみをトレースしたものである。(『平安京跡発掘調査既報—京都市埋蔵文化財研究所概報集1978—II』1979年)。②は平安京跡出土墨書土器。『京都市高速鉄道烏丸線内遺跡調査年報II (1976年度)』1980所収 図38を再トレースしたものである。

(2) 資料名は京都国立博物館他編『東寺国宝展』図録(朝日新聞社 1995年)による。

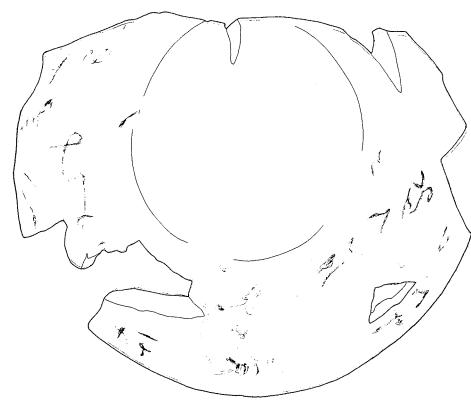
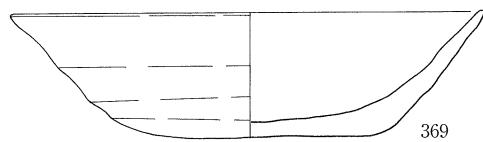
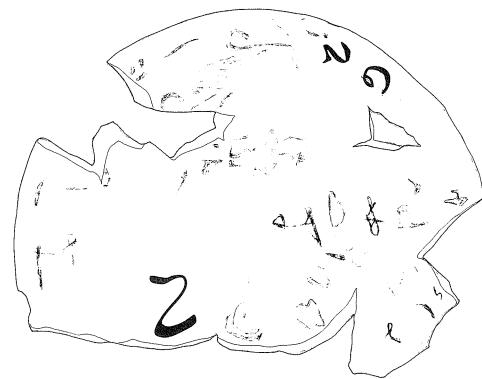
(3) 「有年申文」は前述のように国司解に書き込まれた覚書である。国司解は漢字を用いて漢文で記されているが、それに対して覚書は仮名を用いて日本語文で記されている。覚書がそのように記されているのは、一音と一字とを対応させることによって早く書くことができたためではないか。つまり、公式の文書は漢文を用いる必要があったけれども、それ以外の場面では仮名文字による日本語文が使用されていたのではないだろうか。このことが妥当ならば、仮名は漢字を使いこなしていた人々が、まず用いていたといえ、平仮名も同様だったのではなかろうか。

なお、平仮名を使用していた人々については、沖森卓也氏が次のように指摘している。すなわち、上代特殊仮名遣いが消滅した9世紀においては、仮名さえ書ければ話し言葉を文字化することができるようになっており、「識字能力の低い層の人々も文章を書くことができるようになった」としている(沖森2003)。たしかに表意文字である漢字を使って文章を書くことに比べて、仮名を用いて日本語を表音的に書き記すということは比較的容易なことだったかもしれない。けれども、仮名を使って「識字能力の低い層の人々も文章を書くことができるようになった」(可能性)ということと、同じく「識字能力の低い層の人々も文章を書くようになった」(実行性)ということの間に深い断絶があろう。ここでは沖森氏の指摘の適否を検討する余裕はないが、平安時代中ごろに「識字能力の低い層の人々」(彼らがどういった人々なのかは沖森氏自身述べていないため不明だけれども)が仮名を用いて文章を書いていたとすることに疑問を呈しておく。

(4) 中半入遺跡は胆沢郡に位置するが、胆沢城と関係を有するのは胆沢郡司だけとは限らない。例えば、市川橋遺跡(多賀城の南に位置)から出土した木簡の中には「会津郡主政」と記された題籤がある。これは、会津郡司が陸奥国府の周辺で事務を行っていたことを示すもので、当資料から会津郡が陸奥国府と文書のやりとりを行うために多賀城の周辺に出張所のようなものが設置されていたことを推測している(吉野武「宮城・山王遺跡」『木簡研究』16 1994年、三上喜孝「文書木簡と文書行政」石上英一ほか編『古代文書論』東京文学出版会 1999年)。これを胆沢城と周辺の諸郡にあてはめるならば、胆沢城周辺に胆沢郡以外の磐井・江刺・和我・稗縫・斯波各郡の出先機関が置かれていたと考えることもできる。



第154図 墨書土器集成



0 (1 : 2) 20cm

第 155 図 仮名文字墨書土器

①



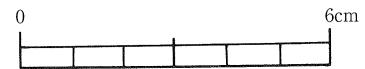
②



平安宮左兵衛門府跡



平安京跡



第156図 仮名文字墨書土器の諸例

掲載番号	記号	文種	別器種	器種	部位	方位	出土遺構	備考
182		土師器	壺	底部外面		S D 16	焼成前刻書	
353	千万	須恵器	壺	体部外面	倒位	S D 16		
354	□	土師器	壺	体部外面	正位	S D 16		
355	□	須恵器	—	—	—	S D 16	須恵器破片に墨付	
356	□	須恵器	壺	体部外面	横位	S D 16	文字のまわりを墨線で囲ったものの可能性あり	
357	□	土師器	壺	体部外面	?	S D 16	「破片のため記説できないが、筆慣れた書体である」	
358	□	土師器	壺	体部外面	正位	S D 16	則天文字「彌(天)」に類似したものか	
359	□□	土師器	壺	体部外面	正位	S D 16		
360	十万	土師器	壺	体部外面	倒位	S D 16		
361	土	土師器	壺	体部外面	正位	S D 16		
362	□[千九]	土師器	壺	体部外面	正位	S D 16		
363	□	土師器	壺	体部外面	横位	S D 16		
364	大	土師器	壺	体部外面	正位	S D 16		
365	舍	土師器	壺	体部外面	正位	S D 16		
366	記号	須恵器	壺	底部外面		S D 16		
367	万集／人	須恵器	壺	底部外面		S D 16	万集→人の順番での重ね書き。	
368	□万	土師器	壺	体部外面		S D 16		
369	乙□[近か延九]	土師器	壺	内外両面		S D 16	「乙□」以外にも多数の墨書きあり	